

北村山地域生活困窮者自立相談支援事業業務委託事業者募集要項

1 趣旨

この要項は、北村山地域生活困窮者自立相談支援事業の委託について地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく随意契約の相手方となるべき者を選定するに当たり、価格のみの競争では業務の目的を達成できないため、公募型プロポーザル方式により、公募により提案を求め、その内容を審査及び評価し、契約の相手方として最も適した者を選定するために必要な事項を定めるものである。

なお、本事業の実施は、山形県の令和 8 年度当初予算が可決・成立することを前提としており、当該事業に係る予算が成立しない場合は効力を有しないものとする。

2 業務の目的

生活困窮者等からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行いながら、必要な支援を包括的、計画的に実施し生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。

3 業務の概要

(1) 委託業務名

北村山地域生活困窮者自立相談支援事業業務委託

(2) 業務内容

「北村山地域生活困窮者自立相談支援事業業務仕様書」のとおり。

(3) 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 委託費の上限額

1,980,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 対象経費

本業務の対象経費は、次のとおりとする。

給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費、（消耗品、燃料費、光熱水費、印刷製本費、修繕費、食糧費）、使用料及び賃借料、役務費（通信運搬費、保険料、手数料）、委託費、備品購入費（価格 30 万円以上の備品を除く）、負担金

5 参加資格

以下の（1）から（6）までに掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 委託業務を的確に遂行する能力を有すること。

(2) 法人格を有し山形県内に活動拠点（本店、支店、又は営業所等）を有していること。

なお、次に掲げる要件を全て満たすときには、「協議会」など共同体を認めるもの

とする。

- ① 共同体を構成する各団体等が明確であり、それぞれが法人格を有すること。
 - ② 構成員間における協定書等において、事故が起きた場合等の責任の所在が明確になっていること。
 - ③ 県が当該共同体に事業を委託することが適切であると判断すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (4) 山形県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。

6 スケジュール

内 容	期 日
企画提案募集開始	令和 8 年 2 月 20 日（金）
募集要項に関する質問受付期限	令和 8 年 2 月 26 日（木）午後 5 時
企画提案提出期限	令和 8 年 3 月 2 日（月）午後 5 時
審査委員会開催・委託候補者選定	令和 8 年 3 月 5 日（木）予定
審査結果通知	令和 8 年 3 月 13 日（金）予定
契約締結	令和 8 年 4 月 1 日（水）

7 応募手続き

前記 3 の事業の受託を希望する場合、下記により必要書類を提出すること。

- (1) 提出期限
令和 8 年 3 月 2 日（月）午後 5 時
- (2) 提出先
〒991-8501 寒河江市大字西根字石川西 355
山形県村山総合支庁保健福祉環境部生活福祉課福祉担当
- (3) 提出方法
郵送又は持参による。
持参の場合の受付時間は、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。郵送の場合は、封筒に「企画提案書在中」と明記し、上記提出期限必着とする。
- (4) 必要書類及び部数
 - ① 企画提案参加申込書（様式第 1 号）：1 部
 - ② 企画提案書：1 部

企画提案書の様式は任意とするが、「8 企画提案内容」に沿って全て記載する

こと。

③ 企画提案応募資格に係る宣誓書（様式第2号）：1部

④ 参考見積書（任意様式）：1部

費用の内訳、積算根拠がわかるように記載すること。

なお、本事業と他の自治体が実施主体となる同様の委託事業とを併せて実施することを予定している場合、若しくは募集に応募する予定である場合は、全体の費用を本事業に係る部分と他自治体の委託事業に係る部分に区分する際の按分等の方法を記載すること。

⑤ 令和6年度の事業報告書及び収支決算書：1部

⑥ 定款又はこれにかわるもの（写し）：1部

⑦ 法人の登記事項証明書（提出日において3カ月以内に発行されたもの）：原本1部

⑧ 役員名簿：1部

⑨ 納税証明書（未納・滞納がないことの証明）

ア 山形県各総合支庁が発行する県税（全税目）の納税証明書：原本1部

イ 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書：原本1部

⑩ その他、審査上県が必要と判断した補足書類

（5）留意事項

① 企画提案は、1事業者1案とする。

② 提出された書類について、提出後の差替え及び変更は認めない。ただし、県が補正を求めた場合、又は補足書類の提出を求めた場合は、この限りでない。

③ 提出された書類は返却しない。

④ 審査は提出された企画提案書により行うが、その内容について応募者又は関係機関から意見聴取することがある。

⑤ 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外し、失格とする。

ア 前記5の参加資格のいずれかを満たさなくなったとき。

イ 提出書類が所定の期限までに整わなかったとき。

ウ 参考見積額が、前記3の委託費の上限額を上回っているとき。

エ 提出書類の内容に虚偽、不正又は本要項の定めに違反する記載があったとき。

オ 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。

カ その他不正な行為があったとき。

⑥ 企画提案書の作成・提出等本業務への応募に要する経費は、全て応募者の負担とする。

⑦ 提出された書類は、必要に応じ村山総合支庁及び審査委員会での使用に限り複写する。

- ⑧ 提出された書類は、山形県情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- ⑨ 契約者以外の企画提案の内容は提案者の承認なしに利用しない。

8 企画提案内容

北村山地域生活困窮者自立支援事業業務仕様書をもとに、次の企画内容を提案すること。

(1) 実施方針について

本事業を実施するに当たっての基本的な考え方を、生活困窮者自立支援法の趣旨に則り、第2のセーフティーネットとして本事業が果たすべき役割について、本県及び事業実施対象とする圏域の状況等を踏まえて述べること。

(2) 業務内容について

- ① 拠点の設置場所、支援対象者に対するアプローチ、スクリーニング、アセスメント、支援プランの策定、支援調整会議及び支援会議の運営方法、プラン策定後の支援等、具体的な支援手法を必要な支援制度等も含めて提案すること。
- ② 関係機関、地域支援団体との連携について、具体的な事例を示し、その必要性について理由も含めて述べること。また、上記の関係機関、地域支援団体との関係の構築・ネットワークづくり、地域の住民及び支援対象者への周知方法について提案を行うこと。

(3) 本事業の運営体制について

- ① 配置する職員数を示すこと。
- ② 配置する職員について、勤続年数・資格・経験及び雇用形態を示すこと。
職員を新たに確保する場合には、その方策を具体的に示すこと。
- ③ 職員の育成について、研修等の実施計画を示すこと。
- ④ 村山総合支庁保健福祉環境部と相談者に係る情報共有や生活保護への引継ぎ等を行うための連携体制を示すこと。

(4) その他

- ① 団体概要及び相談支援に類する過去の取組実績（5年以内）を示すこと。
- ② 安全管理について危機管理体制を、緊急時の対応方法や個人情報の管理という点を踏まえて示すこと。
- ③ 苦情が申し立てられた場合の対応について処理方法を示すこと。

9 提案に当たっての質問等

企画提案書作成に関して疑義が生じた場合は、下記により問い合わせること。

(1) 受付期間

令和8年2月26日（木）午後5時まで

(2) 質問方法

質問書（様式第3号）により、ファクシミリ又は電子メールで行う。

(3) 質問先

山形県村山総合支庁保健福祉環境部生活福祉課福祉担当

FAX : 0237-84-5235

メール：問い合わせること。

(4) 回答方法

回答は山形県ホームページ上で行う。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答することがある。

10 選考方法及び審査項目

(1) 選考方法

① 審査委員会を開催し、提出された企画提案書について、下記（2）の審査項目に基づき審査を行い、審査委員の採点で全ての審査項目が最高点とした場合の合計点数（以下「最高合計点数」という。）の6割以上とった者が1者の場合はその者を、2者以上の場合は最も高い点数をとった企画提案を行った者を第1順位の委託候補者として決定する。

なお、最高合計点数の6割以上をとった者がいない場合、又は提案者がない場合、委託候補者の決定を行わない。

② 審査結果は、委託候補者を決定後、速やかに郵送により書面で通知する。

(2) 審査項目

審査項目及び評価の視点、配点は、次のとおりとする。

審査項目	評価の視点	配点
① 実施方針	<ul style="list-style-type: none">・生活困窮者自立支援法の趣旨を踏まえているか。・当該圏域の状況等を的確に把握しているか。	10点
② 業務内容	<ul style="list-style-type: none">・拠点の設置場所は適切か。・アウトリーチを含めた相談受付やアセスメントの実施方法は適切か。・支援プランの策定方法及び支援調整会議の運営方法等は適切か。・プラン策定後の支援手法は適切か。・一連の相談支援を通じて、支援対象者等へ十分に配慮されているか。・関係機関等との連携は十分かつ確実に行われるか。・域内の住民及び支援対象者への周知は十分	35点

	かつ確実に行われるか。	
③ 運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・配置職員数は適切か。 ・職員の配置は確実か。また資格や経験等を十分に有しているか。 ・研修等により職員の育成が望めるか。 ・総合支庁保健福祉環境部との連携は十分であるか。 	20点
④ その他 危機管理体制等	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援に類する取組実績を有しているか。 ・危機管理体制は適切か。 ・個人情報の取扱いは適切か。 ・事業費の積算は適切か。事業の能率的な運営が図られているか。 	20点

11 委託事業者との契約等に関する事項

(1) 契約方法

山形県財務規則(昭和39年山形県規則第9号)に定める随意契約の手続きにより、委託候補者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結するものとする。

(2) 委託料の支払条件

支払方法は、県と委託候補者とで協議の上、契約書で定める。

(3) 契約保証金

委託候補者は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、山形県財務規則第135条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を納付免除することがある。

(4) その他

第1順位の委託候補者が契約を締結しない場合には、次点の者と契約の交渉を行う場合がある。

12 問合せ先

山形県村山総合支庁保健福祉環境部生活福祉課福祉担当

〒991-8501 寒河江市大字西根字石川西355

電話：0237-86-8212

FAX：0237-84-5235

メール：問い合わせること